

令和 6 年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

1 見直しの理由

令和 6 年度税制改正大綱によると、地方税法施行令の一部が改正される見込みであるため、国民健康保険税に係る以下の項目について、青森市市税条例を改正する予定です。

2 条例の改正項目

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し

■賦課限度額	
【現行：R 5】	【改正後：R 6】
・基礎課税額：65万円	・基礎課税額：65万円
・後期高齢者支援金等課税額： <u>22万円</u>	・後期高齢者支援金等課税額： <u>24万円</u>
・介護納付金課税額：17万円	・介護納付金課税額：17万円

○後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。

※基礎課税額（65万円）及び介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○この結果、国民健康保険税の賦課限度額合計は、106万円（現行：104万円）となる。

(2) 影響額等

軽減額等の比較…令和5年度当初賦課時の所得状況を基に試算

区分	現行		改正後		影響額等	
	超過世帯数 ①	超過額（千円） ②	超過世帯数 ③	超過額（千円） ④	超過世帯数 ①-③	超過額（千円） ②-④
後期分	227	41,884	188	37,795	39	4,089

令和5年度当初賦課時の所得状況を基に試算すると、後期分の賦課限度超過世帯数は、現行では、227世帯、賦課限度超過額4,188万4千円に対し、改正後は、188世帯、賦課限度超過額3,779万5千円となる見込みで、超過世帯数は、39世帯の減となり、超過額の差額408万9千円が増の見込みとなる。